

訪問販売なのにクーリングオフ できないものがあるの？

一般に訪問販売の場合契約した日から8日以内であれば、契約を取り消したくなったらクーリングオフ（無条件解約）の手続きをすれば良いと思っていられる人も多いと思います。しかし、クーリングオフが認められる契約は政令で細かく定められています。

クーリングオフができない代表的な物として、自家用車や食品があります。また現金払いで3千円未満の契約も対象外です。

訪問販売で食品の味見を勧められ試食した後、値段が高いので断ったところ販売員の態度が急変し怖くなって購入したがクーリングオフしたいとか、試食したものと違いますが食べられないから残りをクーリングオフしたいなどという相談があります。しかし食品はクーリングオフの対象外なので解約は非常に困難です。くれぐれも契約は慎重にしましょう。



小郡市消費生活 相談室

- ▶ 窓口開設日
毎週月・火・木・
金曜日／午前9時
～正午、午後1時
～4時
- ▶ 問い合わせ先
小郡市消費生活相
談室（☎72-2111
内線144）



富山県でニューカッスル病発生！

鶏の伝染病のひとつに、ニューカッスル病があります。これはすべての鳥類に感染し、伝染力が強く、鳥の死亡率が非常に高い病気です。ニューカッスル病ウイルスは、スズメやカラス、カモなどに感染して、容易に遠隔地へ運ばれるため、庭先などで飼われている鶏も感染の危機にさらされています。

今年2月28日に富山県においてニューカッスル病が発生しましたが、福岡県でも次のとおり本病の発生が相次いでいます。

平成17年1月 前原市（肉用鶏）、4月 小郡市（肉用鶏）、5月 小郡市（愛玩鶏）

平成18年3月 筑前町（愛玩鶏）、山川町（採卵鶏）、5月 小郡市（愛玩鶏）、朝倉市（小規模採卵鶏）

ニューカッスル病ってどんな病気？

本病に鶏などの鳥類が感染すると、元気消失、急激な死亡鶏の増加のほか神経症状（首を異常にひねるなど）、緑色下痢便、呼吸がおかしいなどの症状が見られます。

もしニューカッスル病を疑うような症状が出たら・・・

本病の拡大を防ぐため、家畜伝染病予防法に基づき飼養している家きん（鶏、アヒル、ウズラ、七面鳥）はすべて殺処分されます。愛玩鶏での発生であっても、場合によっては周辺の養鶏場から生産される鶏や卵などの出荷が制限されることがあり、経済的に大きな損失を与えることがありますので、速やかに下記福岡県両筑家畜保健衛生所へ連絡をお願いします。

ニューカッスル病の予防対策について

- 1 ニューカッスル病を予防するには、確実にワクチン接種を行うことが必要です！
- 2 野鳥などと接触しないように、ネットで囲うとか、鶏小屋で飼育しましょう。

※ 万一、鶏が複数羽死亡した場合は、すぐに家畜保健衛生所へご連絡ください。

※ ニューカッスル病は鳥類特有の伝染病であり、鶏肉や卵を介して感染することはありません。

※ 飼養している愛玩鶏は、動物愛護の観点からも、むやみに処分したり、放棄することがないようお願いいたします。

問い合わせ先 福岡県両筑家畜保健衛生所 久留米市合川町 1642-1 ☎30-1037